

第7回FLECフォーラム プレセッション
2025年3月14日(金) 15:45-17:45

あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か

コーディネーター
淑徳大学総合福祉学部
佐藤 まゆみ

企画趣旨、セッションの概要

1. 企画趣旨

改正児童福祉法が施行され約1年。「こども家庭センター」の設置状況は、約半分、特に小規模自治体での設置・運営が課題となっている。こども家庭センターは、子どもと家庭に対し地域における包括的・継続的支援を提供する仕組みとして、切れ目の多い支援の総合化を進めていく重要な役割を果たす。

目下、こども家庭センターをどのように設置するか、サポートプランをどのように作成するか、合同ケース会議はどのように開けばよいか等々の設置・運営上の課題に注目が集まっている。しかしこれらは、こども家庭センターの目的ではなく、市区町村の地域包括的・継続的支援を実施するための方策・手段として理解したうえで、克服する視点が必要である。

今一度、「こども家庭センターがなぜ必要なのか」、考えてみるためのセッションとしたい。

2. プレセッションの概要

基調報告、シンポジストによる各自治体のこども家庭センター実践の事例報告を踏まえ、助言者を交えつつ、コーディネーターの進行により、企画趣旨に沿った論点について集中的に議論する。

企画趣旨、セッションの概要

3.シンポジストの依頼

シンポジストは、以下の2つの要件を中心に選定。

- 1)自治体規模を考慮すること
- 2)こども家庭センターにおける取り組みの工夫が特にされていること

4.プレセッションの目的

こども家庭センターの実践の蓄積や実践事例に関する調査研究も進められているため、一つの運営方法として何等かの方向性を導き出すのではなく、こども家庭センターが子どもの権利や最善の利益にどのように寄与するかという観点で、こども家庭センターの必要性を理解し、そのあり方の基本的視点を浮かび上がらせることを目的とする。

シンポジスト、助言者等の紹介

1. 基調講演・コーディネーター(進行)

淑徳大学総合福祉学部 佐藤 まゆみ

2. シンポジスト

島岡 佐喜子さん(長野県下伊那郡阿智村 教育委員会こども家庭センター「あちっ子プラザ」センター長)

若林 章都さん(福島県喜多方市保健福祉部社会福祉課地域包括ケア推進室 子ども家庭総合支援班主任技査(統括支援員))

牧戸 貞さん(三重県桑名市 子ども総合センター長)

橋本 信也さん(大阪府豊中市はぐくみセンター長)

3. 助言者

中板 育美 先生(武蔵野大学看護学部学部長 教授)

福井 充さん(こども家庭庁支援局虐待防止対策課調整係長)

4. 進行(計2時間)・・・趣旨説明を含む基調講演、シンポジスト発題、助言者コメント、コーディネーター進行のもと意見交換、助言者取り組みへの期待発言、シンポジスト提言、コーディネーターまとめ

第7回FLECフォーラム プレセッション

基調講演

「あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か」

ー地域包括的・継続的支援へー

淑徳大学総合福祉学部
佐藤 まゆみ

子どもと家庭に対する支援の包括化が極めて重要な課題ー地域包括的・継続的支援へー

- ①子どもと家庭に支援を届けるために求められることは、本人の意見や願いを聞き、それに基づく支援を可能にすることも家庭センターを中心とする体制づくりや支援方法の転換であり、関係機関、関係者の意識の転換である
- ②子どもの有する権利と子どもの最善の利益にかなうよう、家庭支援を提供する根拠である児童福祉法第3条の2において、国と地方公共団体の責任を明示している
- ③子どもと家庭への支援は複雑な生活上の課題（ニーズ）を背景に提供されるため、多分野・多領域の関わりが不可欠である
- ④子どもと家庭への支援にはいくつかの切れ目ができており、その狭間に置かれて必要な支援が届けられない状態を克服する必要がある
- ⑤援助する側の分野、領域、切れ目は、それぞれの制度、権限、役割や機能、専門性、拠って立つ理論によって舞台（プラットフォーム）を確立しているからこそ、狭間を生じている。それを色に例えるなら、その色と色（の間）をなじませる触媒が必要である
- ⑥この触媒として期待されるのがこども家庭センターという制度であるが、同時にこセンは地域包括的・継続的支援の手段であり、役割、機能であり、子ども家庭相談を担う基礎自治体の責任である
- ⑦子どもを中心に据えて、支援が生活の中に溶け込み、馴染みのある状態であるように、普遍的な支援と専門的な支援が自然な形で接続することを目指していく必要があるのではないか

子ども家庭福祉の基本的な理念ー「何のための」を確認・共有するー

(1) 子どもの権利擁護

- 児童の権利に関する条約第3条第1項「子どもの最善の利益」、すべての子どもに生存するために必要とされる基本的権利、第12条「意見表明権」の確保をはじめとする子ども自身の能動的権利

権利擁護システムの構築の必要性
意見表明支援、本人の参画等

児童福祉法（平成28年改正）

子どもは権利の主体
(児童の)最善の利益の優先
家庭養育優先の原則

- 第3条の2「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。」 → 子ども家庭支援の根拠

(2)子どもの発達支援・自立支援※

- 乳幼児期の大人との関係をしっかり確立できるような支援を行うことや信頼関係の確立を妨げる環境を改善することは、子どもの発達支援の観点から大変重要。
- 子どもの自立を実現するためには、学力や生活力を涵養するとともに、子どもが困ったときに適切な援助を求めることができるような、子どもが受け入れられていると感じられる養育環境を整え、必要な助言を求めてかなえられるという体験をすることを通じて支援される必要がある。

(3)パーマネンシーへの配慮※※

- 子どものパーマネンシーとは、永続的な人間関係や生活の場を保障することであり、子どもの発達支援、自立支援における基本的な視点
- 大人との情緒的・心理的関係や生活環境の安定性と継続性は子どもの健全な発達に不可欠である。
- また、在宅における場合でも、保護者や家庭が子どものパーマネンシーを保障できるよう、側面的な支援を行う視点をもつことが必要である。子どものケアを行う場合も連続性のある支援が行えるような配慮を行い、相談機関の体制及び連携等の充実を図ることが求められる。

出典 こども家庭庁『子ども虐待対応の手引き令和6年3月改正版』p. 11より※一部抜粋, ※※一部抜粋のうえ引用

こども家庭センターは、「(児童福祉法第10条の2第2項第1号から第4号に掲げる業務を行うことにより)児童及び妊産婦の福祉に関する包括的支援を行うことを目的とする施設」である。

こども家庭センターガイドライン(第1章)におけるこども家庭支援

「市町村におけるこども家庭支援は、すべてのこどもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障され、その持てる力を最大限に発揮することができるようこども及びその家庭を支援すること(法第1条)を目的とし、常にこどもの安全の確保を念頭に置くことはもちろんのこと、こどもの最善の利益を優先して考慮し、行われることが必要である」

(令和6年3月30日こ成母第142号こ支虐第147号こども家庭庁成育局長こども家庭庁支援局長通知 p.70)

参考:従来の「市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)」での子ども家庭支援

「市町村は、子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもやその家庭に最も効果的な支援を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること」(ガイドラインp.6)

こども家庭センターに求められる主な役割

- 従前の子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点が果たしてきた機能の一体的な運営を通じて、①妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援、②こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく、漏れなく提供する
- 妊産婦、こどもやその家庭の課題・ニーズを、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かし、合わせることでより深く汲み取る
- 個々の家庭の課題・ニーズに応えるために、家庭支援事業や母子保健サービス、その他の多様なサービスや地域資源を有機的に組み合わせ、サポートプランとして必要な支援内容を組み立てる
- サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう関係機関のコーディネートを行い、変化する家庭の状況に応じた支援内容の見直し等を含めた継続的なマネジメントを実施する
- 地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握を行うとともに、不足する地域資源については新たな担い手となり得る者を発掘・育成し、地域資源のネットワークを形成していくなかで、既存のサービスや団体とつなげることや、マッチングをさせていく
- 財政支援等と結びつけること等により地域資源を開拓し、関係機関間の連携を高めることにより、地域内の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備する
- こどもの権利や育児方法などについての普及啓発を地域に向けて行い、子育てしやすい環境を整備する

こども家庭庁第20次死亡事例検証報告書からの提言をうけて

- (1) 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応
 - ① 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備
 - ② 精神疾患のある保護者等への相談・支援体制の強化
 - ③ 虐待の早期発見及び早期対応の充実
- (2) 虐待対応における児童相談所と市区町村やその他の機関との連携強化の推進
- (3) 児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上
- (4) 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備
- (5) 一時保護の適正性及び手続の透明性の確保と解除後の支援体制の整備
- (6) 地域をまたがる(転居)事例への適切な対応の推進
- (7) 地方公共団体における再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進
- (8) こども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

第1次から第20次報告を踏まえた こども虐待による死亡事例等を防ぐために留意すべきリスク

(下線部は、第20次報告より追加した内容)

養育者等の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 予期しない妊娠/計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は
予防接種が未接種である(途中から未受診の場合も含む)
- 精神疾患や抑うつ状態(産後うつ、マタニティブルーズ等)
知的障害などにより自ら適切な支援を求められない
- 過去に自殺企図がある
- 保護者がDVの問題を抱えている
- こどもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年(10代)の妊娠
- こどもを保護してほしい等、保護者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者が虐待を否定
- 訪問等をしててもこどもに会わせない
- 多胎児を含む複数人のこどもがいるなど、養育に負担がある
- 安全でない環境にこどもだけを置いている
- きょうだいなどによる不適切な養育・監護を放置している
- **保護者に複雑な生育歴・過去の逆境体験がある**

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から「こどもの様子が気にかかる」等の
情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している(させられている)
- 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった

こどもの側面

- こどもの身体、特に、顔や首、頭、**腹部**等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- **多胎児のきょうだい間で体重増加等の発育及び発達等に差異がある**
- こどもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い
- きょうだいに対する虐待や**不適切な養育**があった
- こどもが保護を求めている、または養育が適切に行われていないことを示す
発言がある

援助過程の側面

- 保護者の交際相手や同居等の生活上の関わりが強く、こどもの養育に一定
の関与がある者も含めた家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足して
いる
- **こどもの声(表情、視線、泣き声、体の動かし方等含)を聴き、ニーズを
把握することを意識した対応ができていない**
- こどもの発言等をアセスメントや支援方針に活かしていない
- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合
し、虐待発生のリスクを認識することができていない
- リスク評価や対応方針について組織としての判断ができていない
- 継続的に支援している事例について、定期的及び状況の変化に応じ
たアセスメントが適切に行われていない
- 転居時に関係機関が一堂に会した十分な引継ぎが行えていない
- 離婚や転居、きょうだいの施設入所など、生活環境や家族関係の変化に応じ
た迅速なリスクアセスメントと支援方針の見直し、検討ができていない
- 関係機関間で同一の支援方針による対応ができておらず、見守り支援におけ
る具体的内容も共有されていない
- 虐待されている状態の継続が事態の悪化だと捉えられていない

※ こどもが低年齢・未就園の場合や離婚・未婚等によりひとり親の場合に
該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

地域における
包括的・継続
的支援を考
えるその前
に、「支援の
切れ目」が
できる・で
きやすいと
ころを意
識する

出典:こども家庭庁「こども虐待による死亡事例等の
検証結果等について(第20次報告)の概要」
令和6年9月p.19

一時保護、施設入所等措置された子どもの早期家庭復帰・パーマネンシー保障への市区町村の関与があるか？

令和4年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数	214,843件※1
一時保護	29,455件※2
施設入所等	4,440件※3、4



切れ目のない在宅支援を準備・協働する必要性

- 一時保護で約13.7%
- 施設入所・里親委託に至ったのは、一時保護された子どものうち約15.1%、虐待相談対応件数全体から見ると2.1%
- 大部分は在宅での支援に移行する

- 第1は一時保護、施設入所措置・里親委託が決定された時に切れ目を意識する必要がある(虐待に限らない)
- 第2は一時保護解除の時点で切れ目を意識する必要がある

- 第3は措置解除の時点(家庭復帰や一人で住まう場合も)の切れ目を意識する必要がある

内訳

児童養護施設 2,273件				乳児院 711件				里親委託等 689件				その他施設 767件			
22年度	23年度	24年度	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度
2,580件	2,697件	2,597件	2,571件	728件	713件	747件	715件	389件	439件	429件	390件	739件	650件	723件	789件
26年度	27年度	28年度	29年度	26年度	27年度	28年度	29年度	26年度	27年度	28年度	29年度	26年度	27年度	28年度	29年度
2,685件	2,536件	2,651件	2,396件	785件	753件	773件	800件	537件	464件	568件	593件	778件	817件	853件	790件
30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
2,441件	2,595件	2,274件	2,360件	736件	850件	663件	685件	651件	735件	656件	617件	813件	849件	755件	759件

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数(延べ件数)
 ※2 児童虐待を要因として一時保護したが、令和4年度中に一時保護を解除した件数(延べ件数)
 ※3 児童虐待を要因として、令和4年度中に施設入所等の措置がなされた件数(延べ件数)
 ※4 令和4年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 9,121件

【出典：福祉行政報告例】

二元的体制が規定する役割と都道府県と市町村の役割意識の「狭間」

- 市町村の子ども家庭相談の実際は、「相談と一時保護・措置の境にある対応の難しいケースが少なくないため、いかにその境目にあるケースを支援できるかについてもまた一つの課題となっている」（佐藤2013:22）。
- ・ 市町村の子ども家庭福祉の二元的体制における課題として、「①市町村の役割認識（2つの実施主体間の「狭間」に落ちる可能性のある役割や業務）、②措置解除や一時保護解除後に、子どもと家庭が地域生活にソフトランディングできるような協働に向け、役割が馴染むような調整が難しく、どのように「連携」するかといった課題」がある（佐藤 2024:9）
- 死亡事例検証の結果で示される「課題への対応を強化することが、虐待死に限らず、予防的支援については必要である」という指摘があり、「要保護児童対策地域協議会での協議が不十分」とであると課題が示されている（山縣 2021:35）
- 2009年度に親子分離から措置解除により家庭に戻った事例について、「7割が3年未満」、「6割までが2年未満」だったことを明らかにし、「家庭復帰時点で最も重要なことは、家庭復帰以前に在宅での指導体制が開始していることである。」との指摘。（山本ら2011:195）
- **在宅支援の移行には、市町村の関与が不可欠**。市町村と児童相談所の間、一時保護・措置か在宅かで役割を分断しない！移行期の市町村の関与の仕方、児相の関与の仕方が大きな課題
- ・ 要対協登録ケースで支援計画が作成されていないケース・・・作成していない約35%、一部作成約22%
- ・ 子どもが一時保護、措置になると、要対協の台帳登録を解除する実態・・・登録継続の取り決めなし約6割

- 保護に至らず家庭(地域)へ戻ってくる子ども、一時保護や措置が解除されて家庭(地域)へ戻ってくる子ども…児童福祉司指導措置が最も多いが、児童家庭支援センター指導委託、市町村指導委託は数として多くない
- 特に見相が関与した子どもと家庭は、様々な課題に対して継続的に向き合っていくことが必要。サービスだけでなく多くの配慮を必要とするため、こども家庭センターが関与し、支援が包括的に提供されるよう関係機関や支援者、社会資源を調整し、媒介し、生活課題に取り組むパートナーとなっているかどうかを継続的に確認する必要性が生じている
- (ニーズを十分に聴いた上で) 「支援方針」を明確にした(在宅)支援計画の作成は必須
→ 「サポートプラン」の作成…少し混乱。現状ではSPの有無に関係なく支援計画は必要。
本人が参画するSPと支援計画が一致することが理想だが、SP一本では困難なケースも。

※参考:少なくとも、見相が一時保護や措置で関わった子ども・家庭に関していえば、支援の継続性の観点で、見相と市町村間で「要対協の台帳登録を継続する取り決め」がある場合はそれが方針として機能し、要対協が支援のプロセスに関与し続けることに寄与することがわかっている。また、ケースの多寡は進行管理台帳の登録に関連がなかった。「取り決め」があることにより、「地域の子ども」として市町村が支援を継続するという方針が前提として据えられ、切れ目を防ぐと考えられる(佐藤:近刊)。

市町村における支援の包括化に向けて必要な方策・視点

○まず、「支援の切れ目」がどこにできるのかを知り、地域の中でできやすい支援の切れ目を検討して、関係者と共有し、意識的になじませていく必要がある

①年齢による切れ目

②専門分野・専門性間の切れ目

③組織による切れ目

④相談種別による切れ目

⑤子ども家庭福祉分野の実施主体と権限による切れ目(都道府県と市町村、市町村間)

⑥役割「分担」による関心の切れ目

⑦物理的なアクセスの難しさによる切れ目(移動手段・費用がない、資源がない・不足)

⑧心理的なアクセスの難しさによる切れ目(子育て・虐待に対する社会からのまなざし、スティグマ、ラベリングへの葛藤、自分で頑張りたい)

a.在宅⇔一時保護

b.措置⇔在宅

c.措置解除→家庭復帰

d.措置解除→地域での自活

転居や移動の
繰り返し

市町村における支援の包括化に向けて必要な方策・視点

1. 支援の切れ目を支援する側(子ども・保護者にとっての環境)が克服するという観点
「支援の切れ目」をなくすこと…子どもにとって一貫した支援・継続した支援の土台になる
2. 支援の切れ目を馴染ませてグラデーションにする
 - 日頃から馴染みのある支援者と一緒に、自分の直面している課題に取り組めるように
(パートナーシップを築き、ワーカビリティを高める)
 - 支援者や所属機関の専門性や役割の範囲で線引きすると、子どもや家庭にとっては、関係づくりや手続き等でエネルギーを使わなければならない
 - 支援が切れたり、遠ざかることを防ぐために、実施主体である都道府県と市区町村、各領域や専門機関・専門職、関係機関、サービスそれぞれが持っている専門性や役割(色)の境目を切れ目とすれば、役割の重なりを確認して協働できるようグラデーションのように馴染ませ、支援者側がなめらかに繋がっておく必要がある。

→この触媒の役割を果たすのがこども家庭センター

「つなぐ」ことへの誤解と地域包括的・継続的支援

- 支援者側が「つなぐ」ことに注力しすぎることによって保護者に寄り添うことが希薄になる
 - ・ 支援者が作る切れ目。じっくり話を聞くより、ともかくここでは支援できない、だから誰か・別の役割のある機関に渡せないか。この状態は「つなぐ」のでも、「連携」でもなく、「渡す」
 - ・ ニーズを発見した機関で、まず地域包括的・継続的支援のベースとなる信頼関係を組織的に丁寧を作り、パートナー・関係者として伴走する→そのうえでこども家庭センターへ
- 家庭の大半が支援ニーズと隣り合わせと仮定するとき、在宅と措置の間をつなぐ調和的支援を要する
 - ・ レスパイト利用を含むショートステイのような宿泊型支援や親子関係形成支援、児童育成支援拠点事業のように、地域の中で親子関係調整を視野に入れた支援が受けられる
 - 家庭支援事業は、地域子ども・子育て支援事業として自然な形で溶け込める可能性
 - これらが不十分であるがゆえに、在宅or施設入所(里親委託)措置の2択となりやすく、かつ在宅はリスクを抱えながらも資源が不足して具体的な支援ができない「見守り」になったり、支援にのってこない、受け入れが悪いといった状況がおきてきた

求められる支援の構造や発想の転換

- 複雑な困難さを抱える状態に至る前に、「支援する側が」実際の支援の切れ目がどこにできるのかを意識化したうえで、制度が目指す方向性を把握し、在宅支援サービスがニーズに基づく支援方針に沿って提供されているか、その全体像を捉えてマネジメントする必要がある⇒こども家庭センターによる包括的な支援
- 課題やリスクがあること自体が生活に支障をきたす問題を生むのではない。課題や問題に直面していても、他者の手を借りたり、自分の力を活かしながらなんとか生活ができるようにしていくことができないことが問題。課題やリスクにフォーカスしすぎたアプローチ方法は、本人の自尊心を傷つけたり、意欲や受け入れる動機づけを削ぐ可能性がある
- **支援対象児童等の支援の理解**・・・虐待や不適切な養育は、その背景にある生活課題が複雑に絡まった結果としての「状態」として捉えられる。その状態を生起させる生活課題が福祉的ニーズとして捉えられる場合、そのニーズに対応する支援について、関わる機関や専門職が何を提供できるのか、どのような配慮が必要か、どうすればその子どもと家庭にフィットする支援になるか、アセスメントを多角的に合わせていく必要がある

- 1. 各関係機関による寄り添い型支援と伴走型支援(点)
- 2. 要対協を介したネットワーク型支援(点から線、網の形成)
- 3. こども家庭センターによる地域包括的・継続的支援(面の形成)

サービスは改まったものでなく、その人にとって馴染んだものとしてあること

- 一方、制度的に用意している事業、福祉サービスの心理的なアクセシビリティの悪さは、福祉が抱えてきた「スティグマ(烙印)」の問題
- 子育てや家族の課題は、「やって(できて)あたりまえ」、私的な責任と捉えられやすい
- 支援の関係者が揃って「虐待予防」として在宅支援を展開すれば、子育てをする当事者(主体)である保護者は、「自分は虐待をする可能性のある人間」とみなされている(客体)と感じることになりはしないか？
- ただでさえ育児不安や負担感、子育ての孤立が指摘されるなか、さらに自分の子育てについて他者に打ち明けたり、相談しづらくなり、萎縮させることにつながりはないか？
→ 子どもと家庭が必要とするサービスから遠ざけることになりかねない。支援を求めない、拒否されるという見え方は支援する側のもの。本人中心に捉え直す必要はないか？
- 地域包括的・継続的支援の根幹には、相談支援の担当者や子育て支援の提供者を「自分の子育てと一緒に取り組んでくれるパートナー」として、「自分の育ちに関わってくれる大人として」、普段から関係を作っていく観点、その人たちが地域包括的・継続的支援に橋渡しすることが必要ではないか。そのためには、生活圏域に一定の資源が根付くようにする必要もある

こども家庭センターにおける「一体化」と「一体的支援」は違うもの

- **「一体化」**は、特に手厚い支援が必要な時期の施策である母子保健と児童福祉の切れ目をなくすための「組織の切れ目」「専門分野の切れ目」に着目した考え方と捉えられる
→組織の統合は、「・・・連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである」(こども家庭庁の市区町村説明会での説明)。連携における組織的な切れ目に着目したもの
- **「一体的支援」**は、子どもと家庭、妊産婦のニーズに対し領域ごとに対応している機能を総動員し、支援を地域包括的・継続的に提供するための総合化であり、「支援の包括化」と捉えられる。領域や専門分野を統合するものではない
→一体的支援の一番のポイントは、支援に生じやすい切れ目を支援する側・支援者が意識してなじませて、なくすことにある。「つなぐ」ことの本質を関係者が理解する(関係機関に渡して終結することや日程や場の調整ではない)

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設置の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

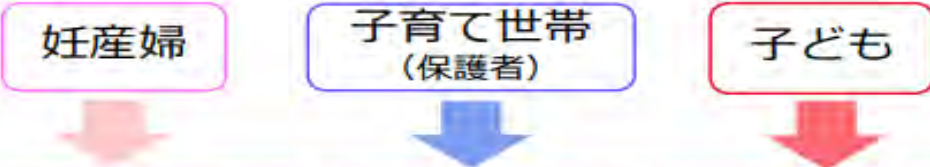
- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ

ニーズにフィットした包括的支援にすること。つなぐ=誰かに「渡す」「委ねる」ことではない

地域子育て相談機関
相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、子育て世帯と継続的につながるための工夫を行う相談機関

密接な連携



- 保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点など子育て支援を行う施設・事業所での実施を想定。
- 市町村は区域ごとに体制整備に努める。

※令和4年度に調査研究を実施し、以下を検討
・子育て世帯と継続的につながるための工夫
・こども家庭センター等との連携方法 等

こども家庭センター（市区町村）
「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の見直し

業務

- 児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等
- 把握・情報提供、必要な調査・指導等
- 支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整
- 保健指導、健康診査等

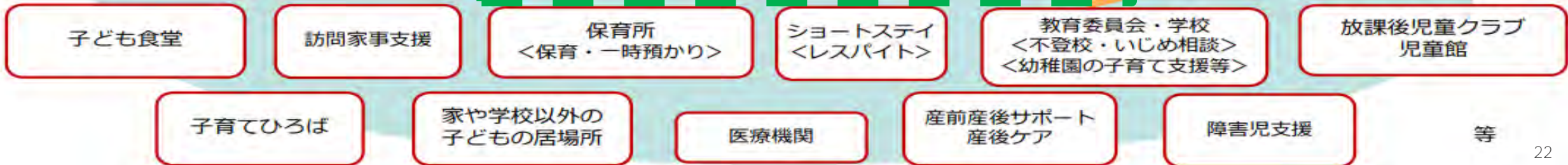
※地域の実情に応じ、業務の一部を子育て世帯等の身近な相談機関等に委託可

要保護児童対策地域協議会

密接な連携
※センターにおいて調整機関を担うことが求められる

様々な資源による
支援メニューにつなぐ

民間資源・地域資源と一体となった支援体制の構築



今後のこども家庭センターを中心とした地域包括的・継続的支援に必要なこと

- ① 要支援・要保護の子どもだけに焦点を当てるのではなく、そもそも**すべての子どもと家庭に向けた在宅支援サービスをいかに量的・質的に確保しておくか**(社会資源の状況、地域偏在を把握しておくこと)
- ② 支援の必要性(いわゆるニーズ)には濃淡があるため、支援につながる**ことの平等性を担保しつつ、公平性の観点から必要な量の支援が提供できるようにする**(普遍性と専門性のグラデーション)。
- ③ 各市区町村で、どこに支援の切れ目ができやすいかを把握し、実態に合わせた支援体制・運営を検討・実行する。柔軟な取り組みを支援する国の役割、都道府県による広域的支援が不可欠。
- ④ 支援ニーズが表れて初めて関わるのでは生活の連続性を欠いて不自然になる。日頃から関係機関がゆるやかにつながっておき、支援の包括化が必要な場合は、こども家庭センターが全体をコーディネートしつつ、子どもと家庭が慣れ親しんだ関係のなかで生活できるように支える(子ども家庭支援)
- ⑤ 支援のハブとなり包括的・継続的支援の全体をグリップするこども家庭センターの役割を関係者が理解し、サポートプラン・支援計画と(支援)方針を介して本人中心の支援を展開するための支援チームを形成しつつ、子育てについて一貫性と継続性をもって一緒に考えていけるパートナーとなる
- ⑥ こども家庭センターを中心に包括的・支援を展開するにあたっては、子どもと家庭の意向や願い、「**状況**」を傍らで**継続的に理解できる伴走者**が必要。共通理解のために、子どもの地域包括的・継続的支援に対する共通言語が必要。関係機関、特に民間の社会福祉法人、NPO法人、自治会やボランティアなど地域組織・自主的な活動を活用しうる地域の社会資源として把握し、必要なら仲間になってもらう。

文献

- 柏女霊峰編 藤井康弘、北川聡子、佐藤まゆみ、永野咲(2020)『子ども家庭福祉における地域包括的・継続的支援の可能性』福村出版
- 厚生労働省(2020)「市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)」
- 厚生労働省(2023)「厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課委託事業 こども家庭センター及びサポートプランについての調査研究報告書」(受託:三菱UFJリサーチ&コンサルティング)
- 厚生労働省(2023)「要保護児童対策地域協議会のあり方に関する調査研究報告書」(受託:シード・プランニング)
- こども家庭庁(2024)「こども家庭センターガイドライン」
- こども家庭庁(2024)「子ども虐待対応の手引き令和6年3月改正版」
- 佐藤まゆみ(2012)『市町村中心の子ども家庭福祉-その可能性と課題』生活書院
- 佐藤まゆみ(2013)「市町村における子ども家庭福祉行政実施体制再構築の課題-先駆的自治体インタビュー調査の分析から-」『和洋女子大学紀要』第53集, 21-32.
- 佐藤まゆみ(2017)「市町村における子ども家庭福祉行政実施体制の評価と課題」『和洋女子大学紀要』第57集, 119-131.
- 佐藤まゆみ(2019)「市町村を中心とする子ども家庭福祉行政実施体制の必要性に関する研究—子どものレジリエンスと社会的親に着目して—」『和洋女子大学紀要』第60集, 97-108.
- 佐藤まゆみ(2020)「市町村中心の子ども家庭福祉における在宅支援の方策の検討—調和的支援に焦点を当てて—」『淑徳大学短期大学部研究紀要』第62号 淑徳大学短期大学部, 23-34
- 佐藤まゆみ(2024)「市町村におけるこども家庭センターの役割と機能に関する一考察-制度の検討過程と関連動向から-」『淑徳大学短期大学部研究紀要』第68号, 1-14.
- 佐藤まゆみ(近刊)「子ども家庭福祉における地域包括的・継続的支援のあり方に関する研究-要保護児童対策地域協議会進行管理台帳登録の継続状況に関する分析から-」『淑徳大学研究紀要(総合福祉学部・コミュニティ政策学部)』第59号, 淑徳大学.
- 山縣文治(2021)「子ども虐待と予防—子ども虐待死亡事例検証を踏まえ—」『人間健康学研究』第14号 関西大学, 27-37
- 山本恒雄, 大久保牧子, 佐藤和宏ほか(2013)「児童相談所における保護者支援のあり方に関する実証的研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第50集, 日本子ども家庭総合研究所, 35-58.